

第2期土浦市障害者計画・
第6期土浦市障害福祉計画・
第2期土浦市障害児福祉計画（案）
パブリック・コメントの実施結果

1 実施結果

募集期間	令和2年12月7(月)～令和2年12月28日(月)
募集方法	第2期土浦市障害者計画・第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画（案）を市ホームページに掲載したほか、本庁舎（障害福祉課及び情報公開室）、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより募集を行いました。
意見提出者数	3名
意見件数	3件
市ホームページ閲覧数	99件

2 提出された意見の内容（要旨）とその意見に対する市の考え方

No	意見	市の考え方
1	<p>従前の計画に引き続き、「学校施設整備において、障害のある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、学校施設の新増改築・大規模改造事業では、バリアフリー法等の関係法令に基づきバリアフリー化対応を実施していきます。」としている。しかし、小・中学校へのエレベーター設置が進んでいない。真鍋小、土浦小、新治義務教育の新築校舎のみである。階段昇降機の設置は荒川沖小のみであり、構造上設置できない学校もある。このため、学区内の指定学校への入学ができないケースもあり、大きな問題である。</p> <p>『土浦市人にやさしいまちづくり計画』では、エレベーターの設置の事業期間を、当初、平成17年度～23年度の中期計画としていたが、その後、平成24年度～31年度の長期計画に変更した。大規模修繕時に実施される予定であったが、震災後の大規模修繕でも、エレベーターの設置は全く行われず、事業は完了していない。土浦市のこの計画は、文部科学省HPの「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」にも掲載されており、市民として恥ずかしい状態である。</p> <p>今後、小中学校では給食配膳用のエレベーターが耐用年数を迎え、新たに設置する必</p>	<p>計画（案）</p> <p>「学校施設のバリアフリー化の促進」</p> <p>エレベーターの設置につきましては、現在、学校施設の新増改築・大規模改造事業による工事を行う場合は、エレベーターの設置を進めております。</p> <p>エレベーター未設置の学校においては、児童・生徒の状況を踏まえながら、適宜階段昇降機の設置を検討・実施いたします。</p> <p>ご意見は、今後の事業推進の参考とさせていただきます。</p>

	<p>要があると思われる。また、給食センター新設に伴い、使用する食器を検討した際、現在の配膳用エレベーターが小さく問題となったため、より大型のエレベーターの設置が望まれている状況である。この際、「給食用配膳用エレベーターが耐用年数を迎えた場合は、人も使えるエレベーターを設置する」という計画に改め、確実にエレベーターの設置を進める必要があると考える。</p>	
2	<p>現在就労継続支援A型に通っており、同僚に聴覚障害者もいる。 月曜日と金曜日には、市役所に手話通訳者が派遣されているが、毎日派遣してほしい。 また、法律相談などにも手話通訳者が派遣されれば便利になると思う。</p>	<p>計画（案） 「手話通訳者による窓口対応」</p> <p>ご意見は、手話通訳者・手話通訳士の養成も踏まえながら、今後の事業推進の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>（要旨） 障害児福祉サービス量等の見込（活動指標）の児童福祉法によるサービスのうち、「居宅訪問型児童発達支援」は、現在土浦市では実施されていないようですが、実施されていない理由と、今後の取り組み予定を教えてください。</p> <p>今後、市内で働くリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語療法士）を障害福祉の分野で活用いただける機会をお願いします。</p>	<p>計画（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等の体系図」 ・児童福祉法によるサービス <p>居宅訪問型児童発達支援については、児童福祉法によるサービスのため、本市におきましても支給決定は可能です。</p> <p>しかしながら、市内また近隣にサービス提供事業所が無く、利用実績が無い状況です。</p> <p>ご意見は、今後の事業推進の参考とさせていただきます。</p> <p>「計画（案）一部修正」</p> <p>修正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系図の居宅訪問型児童発達支援の「<u>（ ）</u>」を削除。併い「注釈」を削除。 ・児童福祉法によるサービスに、居宅訪問型児童発達支援の「事業名・内容」及び「実績」を追記。